

私は、議案第 25 号野田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、意見を付して賛成とします。

市は、市内事業所の設置に関する確認を行い、施設事業所ごとの基準に基づいて、給付を行います。この改正は、特定地域保育事業者の要件とする努力義務の延長に伴う規定の整備であると理解しました。

内容は、家庭的保育事業者の職員が、病気や休暇等による保育が提供できない場合の代替保育や、調理や調理員に関する事項、連携施設の確保等に努力義務に関連するものです。野田市における対象施設は限定的であり、来月開園の小規模施設等はその条件を満たしていますので、今後野田市が取り組む待機児童対策には必要な改正だといえます。全国的にもこれらの基準を満たすための努力はするものの苦慮している状況が見られます。その努力義務を 5 年から 10 年に期間を延長するという内容です。特に連携施設を確保するのは、連携 3 要件と言われ、卒園後の受皿、保育内容の支援及び代替保育の提供の 3 つが求められます。

意見の一つ目は、この連携施設の確保に行政の積極的なサポートが必要だということです。待機児童の問題は、このまちの子育て支援の大きな課題であり、その一翼を担う施設事業者への支援を行う必要があると考えるからです。

二点目は、この努力義務の期間を延長することによる利用者に係る負担を忘れてはならないという点です。期間が延長されるその期間であっても、子どもたちは、日々成長し、そして卒園していきます。連携施設が確保されていない場合は、卒園後の入所先の確保に奔走しなければならないケースもあるかと思えます。また、代替保育が確保されていない場合、特にこのコロナ禍における感染に、誰かが罹患した場合であっても通常の保育が継続できない場合は、代替施設は必要です。自然災害が頻発する近年、「常に備えよ」の状況を想定しておく必要があります。災害時だからこそ、保育が求められます。昨年 6 月に感染症対策として、市内の施設間の協力を求める協定が結ばれたと聞きます。新たに地域型保育事業の施設が増えた場合は、そういった協定の対象とするのかはわかりませんが、連携施設の存在は、心強いはず。この条例の改正は、事業所のためだけでなく、利用者にとっても不安なく子どもを預けられる継続的な保育でなければならないと考え、以上 2 点の意見を付して賛成と致します。